○法務省告示第三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十八日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表の近畿車輛株式会社の項中「配管、金属プレス加工、塗装、溶接」を「配管、金属プレス加工、塗装、溶接、電気機器組立て」に、有限会社道上鉄工所の項中「鉄工」を「鉄工、溶接」に改め、同表に次のように加える。

長谷川有機株式会社	群馬県太田市由良町五百四十五番地	プラスチック成形

○法務省告示第三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十八日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表に次のように加える。

東和プリント工業株式会社	東京都八王子市散田町五丁目六番五号	プリント配線板製造
株式会社ＩＨＩ回転機械	東京都江東区東雲一丁目七番十二号	機械加工
株式会社住田工業所	神奈川県横浜市港南区日野中央二丁目三十五番二十五号	工場板金

第二号ロの表のタキノ加工材株式会社の項中「栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺二千二百四十八番地三十七」を「栃木県塩谷郡高根沢町大字石末三千四十五番地五」に改め、同表の有限会社今井商工の項中「有限会社今井商工」を「株式会社今井商工」に改め、同表の合資会社天野工業所の項中「合資会社天野工業所」を「株式会社天野工業所」に、「愛知県愛知郡長久手町大字岩作字元門二番地の四」を「愛知県愛知郡長久手町大字岩作字元門二番地四」に改め、同表に次のように加える。

有限会社高野製作所	埼玉県熊谷市成沢千百九十番地	機械加工
丸栄工業株式会社	東京都大田区鵜の木三丁目二十二番十一号	機械加工
株式会社三光製作所	石川県白山市美川今町ル百五十八番地三号	機械加工
洲崎鋳工株式会社	京都府京都市下京区梅小路西中町八十二番地	鋳造
株式会社ケミテック	愛媛県今治市波方町郷甲千二百二十九番地	塗装

○厚生労働省告示第十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第17部として次のように加える。

第17部　内用追補(13)

品名	薬価規格単位	薬価円
（あ）		
アムロジピンＯＤ錠2.5mg「興和テバ」	2.5mg１錠	20.60
アムロジピンＯＤ錠５mg「興和テバ」	５mg１錠	38.00
アムロジピン内用ゼリー2.5mg「興和テバ」	2.5mg１包	20.60
アムロジピン内用ゼリー５mg「興和テバ」	５mg１包	38.00

○厚生労働省告示第十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第8に第3部として次のように加える。

第３部　内用追補(2)

品名	薬価規格単位	薬価円
（あ）		
アムロジピンＯＤ錠2.5mg「ＴＹＫ」	2.5mg１錠	20.60
アムロジピンＯＤ錠５mg「ＴＹＫ」	５mg１錠	38.00
アムロジピン内用ゼリー2.5mg「ＴＹＫ」	2.5mg１包	20.60
アムロジピン内用ゼリー５mg「ＴＹＫ」	５mg１包	38.00

○厚生労働省告示第十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

「カナダ」を「カナダ（マニトバ州を除く。）」に、「ドイツ」を「デンマーク」に改める。

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字萱原字下山二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下山二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市一之宮町字洞山七二九九の二、上宝町荒原字大谷七の三、七の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備